

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 学校法人等の行うことのできる収益事業の種類(総務課)  
保険薬剤師の登録(保険課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇公 告 相互救済事業に係る平成八年度の経営状況(管財課)  
クリーニング師試験の実施(県民生活課)  
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇關達公告 公募型指名競争入札の実施(農政課)
- ◇雜 報 平成九年度第二回理容師学科試験等の実施(県民生活課)
- ◇正 誤 平成九年六月三日付鳥取県告示第四百四号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五百五十六号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二十六条第二項の規定に基づき、鳥取県知事の所轄に属する学校法人及び同法第六十四条第四項の法人(以下「準学校法人」)

という。)の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、平成九年八月十二日から施行する。

昭和二十七年四月鳥取県告示第八十一号(学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人の行うことのできる収益事業の種類について)は、平成九年八月十一日限り廃止する。

平成九年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

学校法人及び準学校法人の行うことのできる収益事業は、別表に掲げる事業であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業に該当するような方法によって経営されるもの
- 三 規模が、該当学校法人及び準学校法人の設置する学校の状態に照して不適當なもの
- 四 学校法人及び準学校法人以外の者に対する名義の貸与その他不當な方法によって経営されるもの
- 五 該当学校法人及び準学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 前各号に定めるもののほか、学校法人及び準学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

### 別表

- 一 製造業(製造卸売業を含む。)
  - 1 食料品製造業
    - (一) 食肉加工業(ソーセージ、缶詰、ハム、ベーコンその他の食肉調理品の製造加工)
    - (二) パン及び菓子製造業(生パン、生菓子、乾パン、乾菓子等の製造)

- (三) 水産食料品製造業（魚貝類、エビ、カニその他の水産食料品の缶詰又は瓶詰、海藻、海藻等の製造加工）
- 2 衣服及び身回品製造業
  - (一) 男子青少年用衣服及びその附属品製造業
  - (二) 婦人少女用被服製造業
  - (三) その他の衣服及び身回品製造業（ズボンつり、ガーター、ハンカチ等の製造）
- 3 木材及び木製品製造業
- 木製容器製造業（竹かご、藤かご、木箱、桶等の製造）
- 4 家具製造業
- 家庭用及び事務用家具製造業
- 5 印刷業、出版業及びこれらに類似する事業
  - (一) 書籍及び定期刊行物発行業（主として書籍、パンフレット、定期刊行物の発行）
  - (二) 印刷業（出版を行うもの及び行わないものを含む。）
- 6 化学工業
  - (一) 石けんその他の油脂製造業（ローソク、石けん、洗剤等の製造）
  - (二) 医薬品製造業（生物学的医薬品、植物学的医薬品又は無機若しくは有機合成医薬品の製造）
  - (三) その他の化学工業（殺虫剤、殺菌剤、香料又は化粧品調整品の製造）
- 7 電気機械器具製造業
- 家庭用電熱器、アイロン、パン焼器、扇風機等の製造業
- 8 その他の製造業
  - (一) 楽器及びその部分品製造業
  - (二) 玩具、スポーツ用品及び体育用品製造業
  - (三) ペン、ペンシルその他の事務用品及び画家用品製造業（シャープペンシル、クレヨン、画板、絵具、製図用機械器具等の製造）

二 非製造業

- 1 商品生産農業
    - (一) 穀作農業（米、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし又は大豆の生産販売）
    - (二) 穀作以外のほ場作物農業（甘しょ、馬鈴しょ、園芸作物、亜麻、薄荷等の生産販売）
    - (三) 畜産農業（家畜飼育業）
  - 2 小売業（衣服、身回品、飲食料品、医薬品、化粧品、農耕用品、書類、文房具、楽器等の小売）
  - 3 保険媒介代理業
    - (一) 生命保険媒介業
    - (二) 火災海上保険代理業
  - 4 対個人サービス業
    - (一) 洗濯洗張業
    - (二) 写真業
    - (三) 理髪業及び理容業
  - 5 その他の専門サービス業
  - 土木建築サービス業（設計、監督又は建築測量に関する専門的性質を有するサービスを行う事業）
  - 6 映画業
  - 映画館
  - 7 不動産貸付業
  - 8 駐車場業
- 鳥取県告示第五百五十七号**
- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七

号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年八月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
生原 ちず子	鳥葉 一〇三七	平成九年七月十六日

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第五十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十二号) 第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号) 第九条第一項の規定により告示する。

平成九年八月十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏 敬

申請者	氏 名	又 は 名 称	所 在 地	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
	住 居	又 は 名 称	所 在 地	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間	
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間	
申請者	氏 名	又 は 名 称	所 在 地	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
法人にあってはその代表者の氏名	氏 名	又 は 名 称	所 在 地	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間	
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間		
申請者	氏 名	又 は 名 称	所 在 地	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
法人にあってはその代表者の氏名	氏 名	又 は 名 称	所 在 地	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間	
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間		

〃	〃	ニューロンダー セブン	〃	740150	〃
---	---	----------------	---	--------	---

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から平成8年度の経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成9年8月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成8年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

- 1 火災・自動車損害共済事業
  - (1) 共済基金分担金その他の収入 4,108,476,361円
  - (2) 災害共済金その他の支出 1,963,190,162円
  - (3) 次期繰越収支差額 2,145,286,199円
  - (4) 期末正味財産 15,361,334,864円
- 2 水力発電用機械損害共済事業
  - (1) 共済基金分担金その他の収入 800,089,504円
  - (2) 災害共済金その他の支出 322,076,212円

- (3) 次期繰越収支差額 478,013,292円
- (4) 期末正味財産 4,261,443,292円

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成9年8月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

区 分	日	時
学科試験	平成9年9月17日（水）	午前10時から午前11時30分まで
実地試験	平成9年9月17日（水）	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
  - イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）
- 4 受験資格

<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。</p> <p>5 受験願書の受付期間 平成9年8月15日（金）から同月29日（金）まで（土曜日及び日曜日は除くものとし、郵送による場合は、平成9年8月29日（金）までの消印があるものに限り返付される。）</p> <p>6 受験願書の提出先 鳥取県生活環境部県民生活課（〒680-70 鳥取市東町一丁目271）又は県内各保健所若しくは保健所支所に持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は普通書留とすること。</p> <p>7 受験願書の添付書類 所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>ア 履歴書（日本工業規格によるもの）</p> <p>イ 受験資格を有することを証明する書類</p> <p>ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので手札型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）</p> <p>8 受験手数料及び納付方法 受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。 なお、既納の手料は、還付しない。</p> <p>9 試験会場に持参するもの</p> <p>(1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具</p> <p>(2) 実地試験 アイロン仕上げのできる長さそのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上のものに限る。）</p> <p>10 合格者の発表</p>	<p>(1) 発表日 平成9年9月24日（水）</p> <p>(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。</p> <p>(2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部県民生活課（電話0857-26-7185）又は県内各保健所若しくは保健所支所に照会すること。ただし、文書によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。</p>
	<p>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。</p> <p>平成9年8月12日</p> <p>鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹</p> <p>1 講習の種別及び受講対象者</p> <p>(1) 初心者講習 鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。</p> <p>(2) 経験者講習 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。</p> <p>ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者</p> <p>イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの</p>

2 開催の日時及び場所

種別/区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成9年9月10日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 第2執行部控室	岩美・鳥取・郡家・智頭・ 浜村の各警察署の管内に 居住する者
経験者講習	平成9年9月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村・倉吉・八橋の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査
- 初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地为管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料
  - ア 初心者講習 6,000円
  - イ 経験者講習 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

- 7 携行品
- 筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年8月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 とっとり出合いの森造成工事 (5工区)
- (2) 工事場所 鳥取市桂見
- (3) 工事内容

ア 本工事は、「とっとり出合いの森」の風の広場、湿性植物園及び二十世紀梨の故郷のエリア約1ヘクタール内において、園路盛土、雨水排水施設、園路は装、修景施設及び植栽の工事の他、給排水設備・電気設備等の配管工事を一体的に施工するものである。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる市道宮谷布勢線は、近隣集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通の支障とならないよう配慮するとともに、交通事故の防止には細心の注意を払う必要がある。また、現場内の隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図るとともに、

濁水防止には十分注意して施工する必要がある。

(4) 工事概略数量

- ア 土工  
掘削 590㎡、盛土 6,220㎡
  - イ 雨水排水施設工  
U型側溝 (300～500) 310m、L型側溝 (300) 30m、集水井12か所
  - ウ 園路ほ装工  
自然色アスファルトほ装 (t = 4cm) 860㎡、ウッドチップほ装 (t = 3cm) 1,330㎡、石張りほ装 380㎡
  - エ 修景施設工  
眺望木製デッキ 1か所、東屋 1か所、ベンチ・階段工等一式
  - オ 給水・排水設備工  
給水配管 (VD25～100) 320m、汚水配管 (VU200) 110m、マンホール 2か所、圧送管 (VP100) 290m
  - カ 電気設備工  
電線管 (FEP30～125) 4,170m、ハンドホール 8か所
  - キ 植栽工  
高木植栽 (H = 2～11m) 65本、低木植栽 (H = 0.8m以下) 5,810本、張芝 2,100㎡、湿性植物 6,640株
  - (5) 工 期 平成9年9月から平成10年6月まで
- 2 技術資料の提出ができる者  
技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格を有する者で、ほ装工事及び造園工事の認定を受けたものであること。
- (3) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の23第1項に規定する経営事項審査

(審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における土木一式工事の総合評点が925点以上であること。

- (4) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業 (土木工事業) の許可を受けていること。
- (5) 平成9年8月12日 (火) から同年9月10日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 昭和62年度以降に、公共下水道事業、農業集落排水事業等で、管路延長200メートル以上の汚水管理設工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上で実施したものに限る。
- (7) 次に掲げる基準を満たす管理技術者又は主任技術者を工事に専任で配置できること。
- ア 汚水管理設工事に従事した経験を有する者
  - イ 管理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する管理技術者資格者証の交付を受けている者
  - ウ 主任技術者にあつては、建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条の3の規定による一級土木施工管理技士の資格を有する者
- (8) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店たる営業所を有すること。
- 3 技術資料等の作成及び提出
- (1) 技術資料作成要領の交付  
技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。
- ア 交付期間及び時間  
平成9年8月12日 (火) から同月22日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

<p>(2) 技術資料等の提出 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ</p> <p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話0857-26-7331）に対して行うこと。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>	<p>平成9年8月12日</p> <p>財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉</p> <p>1 試験期日 平成9年10月12日（日）</p> <p>2 試験会場 倉吉市山根529-2 県立倉吉体育文化会館</p> <p>3 試験課目</p> <p>(1) 衛生法規大意</p> <p>(2) 生理解剖学大意</p> <p>(3) 消毒法</p> <p>(4) 伝染病学（細菌学を含む。）大意</p> <p>(5) 公衆衛生学大意</p> <p>(6) 皮膚科学大意</p> <p>(7) 物理及び化学（化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。）大意</p> <p>(8) 理容理論大意（理容師試験に限る。）又は美容理論大意（美容師試験に限る。）</p> <p>4 受験資格</p> <p>(1) 理容師試験 理容師法第3条第4項に定める者</p> <p>(2) 美容師試験 美容師法第4条第4項に定める者</p> <p>5 受験願書受付期間及び時間 平成9年9月16日（火）から同月22日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成9年9月22日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。）</p> <p>6 受験願書提出先 〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB（日本交通公社）鳥取ビル2階</p>
<p>雑 報</p> <p>理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、平成9年度第2回理容師学科試験及び美容師学科試験を次のとおり実施する。</p>	



<p>財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（特参又は郵送によること。）</p> <p>7 受験手数料及び納付方法 受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 受験願書等配布場所 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部</p> <p>(2) 受験願書等配布期間及び時間 平成9年9月12日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 問い合わせ先 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部 電話 0857-29-6086</p>	<p>字小門谷七五二、七五一の六・七五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>頁三</p> <p>段上</p> <p>行五</p> <p>誤 「次のとおり」は、省略し、その関係書類</p> <p>正 「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面</p>
<p>平成九年六月三日付鳥取県告示第四百四号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。</p> <p>頁二</p> <p>段下</p> <p>行 後ろから十及び九</p> <p>誤 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>正 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>4 指定施業要件を定めない森林の所在場所</p>	<p style="text-align: center;">正 誤</p>